二　権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第二十二条第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十六条第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。	二　権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。	**様式第四**（第百三十一条関係） ［略］ （備考） 一　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第百三十一条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］ 二　役務提供契約の場合は、省令第百三十一条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］ **様式第五**（第百四十五条関係） ［略］ **様式第六**（第百四十五条関係） ［略］ **様式第七**（第百四十九条関係） ［略］ **様式第八**（第百五十一条関係） ［略］	**様式第四**（第四十六条の四関係） ［同左］ （備考） 一　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］ 二　役務提供契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］ **様式第五**（第五十三条関係） ［同左］ **様式第五の二**（第五十三条関係） ［同左］ **様式第六**（第五十五条関係） ［同左］ **様式第七**（第五十七条関係） ［同左］
三　［略］	三　［同左］		
四　役務提供契約の場合は、省令第二十二条第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十六条第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］	四　役務提供契約の場合は、省令第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］		
様式第二（第九十条関係） ［略］ （備考） 一　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第九十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］ 二　役務提供契約の場合は、省令第九十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］	**様式第二**（第三十一条の四関係） ［同左］ （備考） 一　施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を販売する契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］ 二　役務提供契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］		
様式第三（第百九条関係） ［略］ （備考） 一　［略］ 二　特定権利販売契約の場合は、省令第百九条第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［略］	**様式第三**（第三十九条の二の三関係） ［同左］ （備考） 一　［同左］ 二　特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。 ［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（附則第四条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の特定商取引に関する法律施行規則（次条から附則第八条までにおいて「新省令」という。）第八条から第十三条まで第四十八条から第五十三条まで及び第五十八条から第六十一条までの規定は、施行日以後に販売業者又は役務提供事業者が受ける売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用する。

第三条　新省令第十五条において読み替えて準用する新省令第八条から第十三条までの規定及び新省令第五十五条において読み替えて準用する新省令第四十八条から第五十三条までの規定は、施行日以後に締結される売買契約又は役務提供契約について適用する。

第四条　新省令第八十一条から第八十六条までの規定は、施行日以後に締結される改正法による改正後の特定商取引に関する法律（次条から附則第七条までにおいて「新法」という。）第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用する。